

町営若者住宅の入居者募集

この住宅は、「将来ご自分の住宅を取得し、町に永住していただくための第一歩になれば」と一般的な住宅よりも低額な家賃設定とした賃貸住宅です。

【申込資格】

- ①奥多摩町内に住所または一定の勤務場所がある方、もしくは住宅使用により奥多摩町に住所を確実に登録できる方
- ②世帯主の年齢が40歳以下の夫婦または50歳以下の方で子ども（中学生以下）がいる世帯
- ③入居期間は原則として世帯主の年齢が30歳以下の場合は12年以内、40歳以下の場合は10年以内、50歳以下の場合は7年以内

【申込受付期間】 4月7日(月)から30日(水)まで 【入居予定日】 令和7年5月下旬以降

【申込書配布場所】 役場子育て定住推進課(1階)・古里出張所(子ども家庭支援センター)

【注意点】

- *申込者が定員を超えた場合は、奥多摩町選考基準により決定いたします。
- *募集要項および申込用紙については、町ホームページでも掲載しております。
- *申し込み資格については、様々な条件がありますので、よくお確かめください。

【募集物件】 募集戸数は1戸

●町営若者住宅 小丹波第1

奥多摩町小丹波627番地9(古里駅徒歩約3分)

建 物: 木造2階建メゾネットタイプ2LDK

オール電化住宅(床面積: 76㎡)

住宅使用料: 30,000円/月 ・ 共益費: 500円/月

駐車場使用料: 3,000円/月(1台まで使用可)



空家等の活用に補助金が利用できます

◎空家等活用促進事業交付金について

奥多摩町内で空家になる予定の土地建物を所有の方や、空家や空地などの管理が負担になっている方の相談を受け付けています。また、空家の活用に対し「奥多摩町空家等活用促進事業交付金」の制度があります。ぜひ、ご利用ください。

【奥多摩町空家等活用促進事業交付金】

- ・町に寄付した場合 最大200万円
- ・空家バンク等に登録した場合 10万円から75万円
- ・空家の解体を行った場合 最大50万円



◎空家バンクについて(空家や空地などをお持ちの方へ)

空家などの有効活用による地域の活性化と、町民と都市住民との交流拡大を図ることを目的として、「奥多摩町空家バンク」を実施しています。

「奥多摩町空家バンク」とは、空家や宅地を所有されている方に賃貸・売買の物件情報を登録いただき、町に定住を希望されている方に対して、町のホームページで情報を紹介するシステムです。

空家バンクをご利用いただくためには、物件提供者および利用希望者それぞれの方の登録が必要です。

*空家等活用促進事業交付金、空家バンクを利用するには一定の条件などが必要となりますので、お気軽にご相談ください。